

独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-3

以下のとおり公表します。
令和7年1月分

独立行政法人日本芸術文化振興会 契約担当役 理事長 長谷川 眞理子
分任契約担当役 国立能楽堂部長 佐藤 和男
分任契約担当役 国立文楽劇場部長 中島 敏隆

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国認定、都道 府県認定の区 分	応札・応募者 数	
令和7・8年度国立 能楽堂電気・機械 設備等保守業務委 託	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 分任契約担当役国 立能楽堂部長・佐 藤和男／東京都渋 谷区千駄ヶ谷4- 18-1	令和7年1月15日	日本美装株式会社 ／埼玉県さいたま 市浦和区常盤9- 14-6	4030001006337	一般競争		54,991,200					
令和7年度国立能 楽堂高木等剪定業 務委託	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 分任契約担当役国 立能楽堂部長・佐 藤和男／東京都渋 谷区千駄ヶ谷4- 18-1	令和7年1月16日	株式会社マステッ ク／神奈川県横浜 市都筑区南山田1- 1-37	6020001040698	一般競争		1,518,000					
会報「あぜくら」(令 和7年4月号から令 和8年3月号)の製 造及び封入等業務	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・長谷川眞理子 ／東京都千代田区 隼町4-1	令和7年1月17日	株式会社祥文社／ 東京都江東区永代 2-35-1	4010601002885	一般競争		9,521,325					概算額(単 価契約等)
照明設計用支援装 置一式の購入	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・長谷川眞理子 ／東京都千代田区 隼町4-1	令和7年1月23日	東芝ライテック株 式会社／神奈川県 須賀市船越町1- 201-1	5021001044112	一般競争		2,392,500					
国立劇場仮設ボー ーライトの購入	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・長谷川眞理子 ／東京都千代田区 隼町4-1	令和7年1月27日	丸茂電機株式会社 ／東京都千代田区 神田須田町1-24	8010001029410	一般競争		3,300,000					

独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-3

以下のとおり公表します。
令和7年1月分

独立行政法人日本芸術文化振興会 契約担当役 理事長 長谷川 真理子
分任契約担当役 国立能楽堂部長 佐藤 和男
分任契約担当役 国立文楽劇場部長 中島 敏隆

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国認定、都道 府県認定の区 分	応札・応募者 数	
令和7年度国立能 楽堂主催公演解説 書「月刊国立能楽 堂」の製造	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 分任契約担当役国 立能楽堂部長・佐 藤和男／東京都渋 谷区千駄ヶ谷4- 18-1	令和7年1月27日	光栄印刷株式会社 ／東京都千代田区 神田神保町2-46	2010001116016	一般競争		3,695,945					概算額(単 価契約等)
移動型調光操作卓 一式の購入	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・長谷川真理子 ／東京都千代田区 隼町4-1	令和7年1月29日	東芝ライテック株式 会社／神奈川県横 須賀市船越町1- 201-1	5021001044112	一般競争		2,365,000					
令和7・8年度国立 能楽堂舞台技術設 備常駐保守業務委 託	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 分任契約担当役国 立能楽堂部長・佐 藤和男／東京都渋 谷区千駄ヶ谷4- 18-1	令和7年1月29日	株式会社TBSアク ／東京都港区赤坂 5-2-20	6010401153571	一般競争		21,780,000					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。